

## 第4章 方法書，準備書並びに評価書に対する意見及び事業者の見解

### 4.1 方法書に対する意見及び事業者の見解

#### 4.1.1 公告，縦覧

「東清水線（仮称）新設工事事業環境影響評価方法書」（2019年4月，東京電力パワーグリッド株式会社）の公告，縦覧状況は表4.1.1-1に示すとおりである。

表4.1.1-1 方法書の公告，縦覧

公告	2019年4月10日
縦覧期間	2019年4月12日～2019年5月13日
意見提出期限	2019年5月27日
縦覧場所	・山梨県 県民情報センター ・南部町 企画課 ・東京電力パワーグリッド株式会社 山梨総支社

#### 4.1.2 方法書に対する意見

方法書に対して住民等からの意見の提出はなかった。  
2019年5月31日に意見がなかったことを県知事に通知した。

#### 4.1.3 方法書に対する公聴会の概要

方法書に対して意見の提出がなかったため，公聴会は開催されなかった。

#### 4.1.4 方法書に対する知事意見

2019年8月26日に山梨県環境影響評価条例第13条に基づく知事意見が通知された（大水保第1191号）。知事意見の内容は以下のとおりである。

#### 【全般的事項】

##### (1) 複数案の検討

環境保全措置の検討にあたっては，環境に与える影響について，回避，最小化，代償の順で複数案による比較検討を行い，検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

##### (2) 事業計画の適切な図示

鉄塔位置，工事用道路などの一時施設，保安伐採（送電線との離隔距離を保つために行われる樹木の伐採）箇所等を，適切な縮尺の図面により，準備書に示すこと。  
また，これらの計画が明らかになった段階で，あらかじめ県に情報提供すること。

##### (3) 環境影響評価項目の追加選定

調査結果や事業計画の検討過程で，新たな環境影響が懸念される場合は，必要な環境影響評価項目を追加で選定し，影響評価を行い，準備書に記載すること。

##### (4) 保安伐採に係る影響評価

保安伐採によって変化した環境の影響は，供用後にも及ぶことから，供用後の影響について，関係する環境影響評価項目を追加すること。

##### (5) ルートゾーン選定の経緯

Aルートゾーンを選定した経緯について，動植物に関する項目も含め，Bルートゾーンとの比較検討結果を整理し，準備書に記載すること。

(6) 専門家の助言

調査、予測、評価手法の選定及び環境保全措置の検討にあたり、専門家の助言等を受けた場合は、専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

(7) 審議会に提示した資料等の取り扱い

事業者が、山梨県環境影響評価等技術審議会において説明した内容や提出した資料等については、内容を整理して、準備書に記載すること。

【個別事項】

(1) 動植物生態系

1) 地域特性を考慮した調査等の実施

本事業を実施する地域は、周辺を多くの自然に囲まれ、希少動植物が生息又は生育している可能性が高い地域であることから、動植物に対する調査や環境保全措置の検討にあたっては、こうした地域特性を考慮し、専門家に意見を聴取しながら、丁寧かつ慎重に行うこと。

2) 動植物リストの再整理

方法書に記載された動植物リストは、出典元のデータが古く、希少動植物の一部がリストに記載されていないなど、不十分であることから、最新のデータに基づき整理し直し、準備書に記載すること。

3) 動植物の生態を考慮した調査の実施

動植物の調査にあたっては、調査対象の生態を十分に把握した上で、調査時期や回数などを再度検討すること。

4) 希少動植物に係る追加調査の実施

希少動植物には、局所的に分布する種、生息環境が極めて限られる種、生態が不明で生育状況の確認が困難な種等があることから、事業実施にあたっては、工事着手前までに必要に応じて改変箇所周辺の追加調査を実施するなど、十分留意すること。

5) 改変の回避及び最小化

鉄塔の建設、保安伐採などの土地の改変は、希少動植物の生息又は生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、土地の改変にあたっては、調査結果を踏まえ、動植物の生態に配慮し、希少動植物が生息又は生育する可能性がある場所を回避する方法を検討すること。また、土地の改変範囲は最小化すること。

(2) 猛禽類

1) 猛禽類に対する影響検討

周辺に生息する猛禽類の営巣地、行動圏及び飛翔高度を把握し、行動圏における土地利用の変化、主に餌となっている動物種の生息環境の変化、送電線との位置関係を踏まえ、事業が猛禽類に与える影響を明らかにした上、環境保全措置を検討すること。またその検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

2) 近隣事業者との情報共有

事業実施区域周辺では、中部横断自動車道建設事業や別の送電線路建設事業が工事中又は計画されていることから、猛禽類の調査データや環境保全措置の内容、効果について、近隣事業者と可能な限り情報共有し、効果的な環境保全措置を検討すること。

3) ヘリコプターによる影響検討

工事中及び供用後のヘリコプターの使用頻度や使用方法等を明らかにした上で、周辺に生息している猛禽類への影響を把握するとともに、環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。

(3) 水生生物

1) 水生生物への影響検討

土地の改変（保安伐採を含む）範囲に、土砂流出のおそれがある箇所が含まれる場合は、水生生物への影響が懸念されることから、水質、水生生物について調査を実施し、影響評価を行うこと。

(4) 景観

1) 景観に係る複数案の検討

環境保全措置の検討にあたっては、鉄塔の位置、高さ、色彩等について、複数案の比較検討を行い、その経緯及び結果を準備書に記載すること。

また、フォトモンタージュの作成にあたっては、保安伐採を含む土地の改変状況を反映すること。

2) 日常景観への影響の把握

日常景観への影響を把握するため、鉄塔及び送電線の可視領域（視認可能な範囲）を地図上に示すとともに、必要に応じて既存道路や集落などに視点場を追加して影響検討を行い、準備書に記載すること。

(5) 発生土

1) 発生土の処理方法等の記載

方法書に記載している改変面積や発生土量等については、事業計画が決定した段階で最新の数値に置き換え、発生土の詳細な処理方法や運搬計画を取りまとめ、準備書に記載すること。

2) 発生土置き場の影響評価

発生土置き場を設置する場合には、事業計画（位置、規模、施設内容等）を準備書に記載し、影響評価を行うこと。

#### 4.1.5 方法書の知事意見に対する事業者の見解

方法書の知事意見に対する事業者の見解は表 4.1.5-1 に示すとおりである。

表 4.1.5-1 方法書の知事意見に対する事業者の見解

【全般的事項】		準備書 該当ページ
知事意見	事業者の見解	
(1) 複数案の検討 環境保全措置の検討にあたっては、環境に与える影響について、回避、最小化、代償の順で複数案による比較検討を行い、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全措置及びルートゾーンの検討にあたっては、環境に与える影響について、回避、最小化、代償の順で複数案による比較検討を行い、検討の経緯及び結果を準備書に記載しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-11～1-20</li> <li>8-65～8-71</li> <li>8-144</li> <li>8-164</li> <li>8-185</li> <li>8-212</li> </ul>
(2) 事業計画の適切な図示 鉄塔位置、工事用道路などの一時施設、保安伐採（送電線との離隔距離を保つために行われる樹木の伐採）箇所等を、適切な縮尺の図面により、準備書に示すこと。また、これらの計画が明らかになった段階で、あらかじめ県に情報提供すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事計画全体図（縮尺 25,000 分の 1）、工事計画詳細図（縮尺 5,000 分の 1）として準備書に示しました。</li> <li>工事計画について、2020 年 4 月に県へ情報提供しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-22～1-27</li> </ul>
(3) 環境影響評価項目の追加選定 調査結果や事業計画の検討過程で、新たな環境影響が懸念される場合は、必要な環境影響評価項目を追加で選定し、影響評価を行い、準備書に記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価の結果や事業計画の検討の中で、新たな環境影響は生じなかったため、評価項目は追加しておりません。</li> </ul>	—
(4) 保安伐採に係る影響評価 保安伐採によって変化した環境の影響は、供用後にも及ぶことから、供用後の影響について、関係する環境影響評価項目を追加すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄塔高を高くすることで、供用後の保安伐採は基本的に行わない計画としているため、評価項目は追加しておりません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-34</li> </ul>
(5) ルートゾーン選定の経緯 Aルートゾーンを選定した経緯について、動植物に関する項目も含め、Bルートゾーンとの比較検討結果を整理し、準備書に記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目について比較検討し、環境に及ぼす影響緩和の観点からAルートゾーンを選定した結果を準備書に記載しました。</li> <li>亘長、人の生活環境、富士山景観、植生自然度、天然記念物等、希少猛禽類、土砂災害警戒区域、地すべり地形、活断層</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-11～1-20</li> </ul>
(6) 専門家の助言 調査、予測、評価手法の選定及び環境保全措置の検討にあたり、専門家の助言等を受けた場合は、専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家の助言を受けなかったため、記載しておりません。</li> </ul>	—

<p>(7) 審議会に提示した資料等の取り扱い 事業者が、山梨県環境影響評価等技術審議会において説明した内容や提出した資料等については、内容を整理して、準備書に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨県環境影響評価等技術審議会において説明した資料を準備書に記載しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12-27 ～12-48</li> </ul>
<b>【個別事項】</b>		準備書
知事意見	事業者の見解	該当ページ
<p>(1) 動植物生態系 1) 地域特性を考慮した調査等の実施 本事業を実施する地域は、周辺を多くの自然に囲まれ、希少動植物が生息又は生育している可能性が高い地域であることから、動植物に対する調査や環境保全措置の検討にあたっては、こうした地域特性を考慮し、専門家に意見を聴取しながら、丁寧かつ慎重に行うこと。</p> <p>2) 動植物リストの再整理 方法書に記載された動植物リストは、出典元のデータが古く、希少動植物の一部がリストに記載されていないなど、不十分であることから、最新のデータに基づき整理し直し、準備書に記載すること。</p> <p>3) 動植物の生態を考慮した調査の実施 動植物の調査にあたっては、調査対象の生態を十分に把握した上で、調査時期や回数などを再度検討すること。</p> <p>4) 希少動植物に係る追加調査の実施 希少動植物には、局所的に分布する種、生息環境が極めて限られる種、生態が不明で生育状況の確認が困難な種等があることから、事業実施にあたっては、工事着手前までに必要に応じて改変箇所周辺の追加調査を実施するなど、十分留意すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査や環境保全措置等の検討にあたっては、山梨県側、静岡県側ともに専門知識（生物分類技能検定1～2級の有資格者）を有する同じ調査会社による体制とし、丁寧かつ慎重に行いました。</li> <li>植物2文献、動物4文献を追加して動植物リストを整理し直し、準備書に記載しました。</li> <li>下記の時期に調査を追加しました。 植物相：早春、初夏を追加し、合計5回 植生：春季を追加し、合計3回 哺乳類：早春を追加し、合計5回 鳥類：早春を追加し、合計5回 爬虫類・両生類：早春を追加し、合計4回 昆虫類：早春、初夏、晩夏を追加し、合計6回</li> <li>下記の調査対象を追加しました。 希少両生類：春季、夏季の2回 魚類：秋季、春季、夏季の3回 底生動物：冬季、春季、夏季の3回</li> <li>詳しい生態が明らかとなっていない希少両生類を調査対象に追加し、実施しました。</li> <li>希少両生類に関する環境保全措置として、工事着手前までに追加調査を行うことを記載しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> <li>3-26～3-41 3-50～3-63</li> <li>7-1 7-5 8-4 8-81</li> <li>7-5 7-7 8-82 8-150</li> <li>7-5 8-82</li> <li>8-144 8-185</li> </ul>

<p>5) 改変の回避及び最小化 鉄塔の建設，保安伐採などの土地の改変は，希少動植物の生息又は生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから，土地の改変にあたっては，調査結果を踏まえ，動植物の生態に配慮し，希少動植物が生息又は生育する可能性がある場所を回避する方法を検討すること。また，土地の改変範囲は最小化すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の保全すべき植物種に関する環境保全措置として，工事による影響を回避することを記載しました。</li> <li>・複数案の工事計画について，保全すべき植物種の生育状況の観点を加えて選定しました。</li> <li>・保全すべき動物及び地域を特徴づける指標種の重要な生息域に関する環境保全措置として，繁殖期前半（1～5月）をできる限り避けて伐採作業を行うこと（クマタカ），繁殖期の期間（3～6月）ほぼ全面的に施工を制限すること（ハヤブサ）を記載しました。</li> <li>・索道基地や残土処理場等に既存の造成地を設定することで，改変面積の最小化を図りました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8-65～8-70</li> <li>・ 8-71</li> <li>・ 8-144</li> <li>・ 8-185</li> <li>・ 1-21</li> </ul>
<p>(2) 猛禽類 1) 猛禽類に対する影響検討 周辺に生息する猛禽類の営巣地，行動圏及び飛翔高度を把握し，行動圏における土地利用の変化，主に餌となっている動物種の生息環境の変化，送電線との位置関係を踏まえ，事業が猛禽類に与える影響を明らかにした上，環境保全措置を検討すること。またその検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p> <p>2) 近隣事業者との情報共有 事業実施区域周辺では，中部横断自動車道建設事業や別の送電線路建設事業が工事中又は計画されていることから，猛禽類の調査データや環境保全措置の内容，効果について，近隣事業者と可能な限り情報共有し，効果的な環境保全措置を検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猛禽類に対する影響検討にあたっては，営巣地・営巣中心域・高利用域・繁殖期に妨害すべきでない範囲と対象事業実施区域との重なり，対象事業実施区域の飛翔状況，対象事業実施区域を飛翔通過した際の飛翔高度，工事中のヘリコプター使用頻度及び使用方法，供用後のヘリコプター巡視の使用頻度及び使用方法を踏まえ，事業が猛禽類に与える影響を明らかにした上で環境保全措置の検討を行い，その経緯及び結果を準備書に記載しました。</li> <li>・関連事業者（電源開発株式会社：佐久間東西幹線他増強工事計画に係る環境影響評価）と情報共有し，効果的な環境保全措置の検討を行いました。</li> <li>・中部横断自動車道建設事業者（中日本高速道路株式会社）からは情報提供を受けられませんでした。</li> <li>・静岡県環境部環境局へ方法書の内容及び方法書に対する知事意見等を説明しました。その結果，意見の提出はありませんでした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8-123</li> <li>・ 8-125</li> <li>・ 8-144</li> <li>・ 8-180</li> <li>・ 8-185</li> <li>—</li> </ul>

<p>3) ヘリコプターによる影響検討          工事中及び供用後のヘリコプターの使用頻度や使用方法等を明らかにした上で、周辺に生息している猛禽類への影響を把握するとともに、環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中及び供用後のヘリコプターの使用頻度や使用方法を準備書に記載しました。</li> <li>・工事中及び供用後のヘリコプターによる猛禽類への影響を明らかにした上で環境保全措置の検討を行い、準備書に記載しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1-30</li> <li>・ 1-34</li> <li>・ 8-123</li> <li>・ 8-125</li> <li>・ 8-180</li> </ul>
<p>(3) 水生生物          1) 水生生物への影響検討          土地の改変（保安伐採を含む）範囲に、土砂流出のおそれがある箇所が含まれる場合は、水生生物への影響が懸念されることから、水質、水生生物について調査を実施し、影響評価を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水生生物を環境影響評価項目として追加しました。</li> <li>・水生生物について調査を実施し、影響評価を行いました。</li> <li>・水質については、水生生物の調査時に測定を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6-1</li> <li>・ 6-4</li> <li>・ 8-147            ～8-166</li> </ul>
<p>(4) 景観          1) 景観に係る複数案の検討          環境保全措置の検討にあたっては、鉄塔の位置、高さ、色彩等について、複数案の比較検討を行い、その経緯及び結果を準備書に記載すること。また、フォトモンタージュの作成にあたっては、保安伐採を含む土地の改変状況を反映すること。</p> <p>2) 日常景観への影響の把握          日常景観への影響を把握するため、鉄塔及び送電線の可視領域（視認可能な範囲）を地図上に示すとともに、必要に応じて既存道路や集落などに視点場を追加して影響検討を行い、準備書に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観の環境保全措置は、主要な眺望地点からの眺望景観の変化が、わずかあるいは極めて小さいと予測されたことから、標準的な環境保全措置を基本としましたが、一部の鉄塔については占める割合が大きくないものの全体が視認されるため、色彩に関する環境保全措置について比較検討を行い、その経緯及び結果を記載しました。</li> <li>・供用後の保安伐採は基本的に行わない計画としているため、作成したフォトモンタージュに保安伐採はありません。</li> <li>・鉄塔及び送電線の可視領域を準備書に記載しました。</li> <li>・必要な視点場は網羅されており、追加は行っておりません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8-212            ～8-214</li> <li>・ 8-192</li> </ul>
<p>(5) 発生土          1) 発生土の処理方法等の記載          方法書に記載している改変面積や発生土量等については、事業計画が決定した段階で最新の数値に置き換え、発生土の詳細な処理方法や運搬計画を取りまとめ、準備書に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改変面積と土量、基礎の掘削に伴う残土量について記載しました。</li> <li>・掘削土の処理方法について記載しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6-7</li> <li>・ 1-29</li> </ul>

<p>2) 発生土置き場の影響評価</p> <p>発生土置き場を設置する場合には、事業計画（位置、規模、施設内容等）を準備書に記載し、影響評価を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 残土処理場の事業計画（位置、規模、施設内容）を記載しました。</li> <li>• 残土処理場は全て既存の造成地又は他の工事用地との兼用とし、環境への影響をできる限り緩和しました。</li> </ul>	<p>• 1-21～1-27</p>
-----------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------

#### 4.2 準備書に対する意見及び事業者の見解

##### 4.2.1 公告、縦覧

「東清水線新設工事業 環境影響評価準備書」(2021年4月、東京電力パワーグリッド株式会社)の公告、縦覧状況は表4.2.1-1に示すとおりである。

表 4.2.1-1 準備書の公告、縦覧

公 告	2021年4月9日
縦覧期間	2021年4月9日～2021年5月10日
意見提出期限	2021年5月24日
縦覧場所	・山梨県 県民情報センター ・南部町 企画課 ・東京電力パワーグリッド株式会社 山梨総支社

##### 4.2.2 準備書に対する意見

準備書に対して住民等からの意見の提出はなかった。

2021年6月11日に意見がなかったことを県知事に通知した。

##### 4.2.3 準備書に対する公聴会の概要

準備書に対して意見の提出がなかったため、公聴会は開催されなかった。

##### 4.2.4 準備書に対する知事意見

2021年10月7日に山梨県環境影響評価条例第23条に基づく知事意見が通知された(大水保第1440号)。知事意見の内容は以下のとおりである。

#### 【全般的事項】

##### (事業計画)

###### (1) 事業計画の決定経緯の明示

送電線のルートゾーン、鉄塔の位置や形状、仮設道路や残土置き場の位置などの決定にあたり、評価項目毎の環境影響をどのように総合的に評価したかについて、評価基準及び検討過程を含め示すこと。

特に、ルートゾーンについては、まずルート設定時の技術的・物理的条件等の考え方を示した上で、動植物、生態系、景観などの環境への評価項目毎に回避した環境影響、最小化した環境影響、残った環境影響を整理して示すこと。

#### 【個別事項】

##### (植物)

###### (2) 希少植物移植先の選定方法

希少植物の移植先は、生息地周辺の植生調査により生息環境を把握した上で選定すること。また、専門家の意見を聞きながら移植を行い、分散移植も検討すること。

###### (3) 移植後の事後調査方法

移植した希少種の事後調査は、希少種周辺の植生についても調査すること。また、生息に適さないような植生変化が認められた場合は、環境保全措置を検討すること。

###### (4) 緑化の具体的方法の明示

緑化の具体的な場所やその場所に適した緑化方法等を示すこと。また、植栽種は遺伝的攪乱の防止や自然遷移の順調な進行の観点から検討するとともに、植生の早期回復のため表土の再利用を検討すること。

(5) 緑化に係る事後調査の実施

緑化の状況や緑化による周辺の植生の変化について、事後調査を実施すること。また、その結果を踏まえて適切な植生などの生態系が維持されるようにすること。

(動物)

(6) 希少猛禽類に対する環境保全措置の再検討

環境保全措置について、周辺に生息する猛禽類の生息状況を把握した上で、専門家の意見を聴取して再度検討すること。

その際、事業実施区域周辺における中部横断自動車道事業や別の送電線路建設事業調査データや環境保全措置について、可能な限り情報収集し、活用すること。

(7) 希少両生類の工事前生息調査等の実施

希少両生類の生息環境は不明な点が多いことから、改変面積を可能な限り小さくするとともに、工事前の生息調査は、改変するすべての場所について行うなど、常に生息している可能性を考慮した上で工事を実施すること。

(8) 希少両生類の産卵に対する環境保全措置の実施

希少両生類の産卵時期は春、また産卵場所は湧水や伏流水と推定されるので、特にこれらの時期や場所を避けて工事を実施すること。

(9) 希少両生類の移動先の選定方法

希少両生類の移動先は、生息場所の環境を十分確認した上で、専門家の意見を聞きながら選定すること。また、個体移動後は生息状況の事後調査を実施すること。

(10) 希少水生生物に対する具体的な環境保全措置の検討

計画地周辺で確認された魚類2種、底生生物3種の希少種について、具体的な環境保全措置を検討すること。

(生態系)

(11) 生態系の環境保全措置の検討方法

生態系を代表する種（指標種）及び指標種を含めた生物群集の生息・生育に重要な環境要素を示し、それらの環境保全措置を検討すること。

(景観)

(12) 高速道路からの環境影響評価の実施

中部横断自動車道の走行車両からの送電線の見え方を示し、環境影響評価を実施すること。

(その他)

(13) 専門家意見の取り扱い

環境影響評価にあたり、専門家の助言等を受けた場合は、専門分野、助言等の内容、検討の経緯及び結果などを評価書に記載すること。

(14) 審議会に提示した資料等の取り扱い

事業者が、山梨県環境影響評価等技術審議会において説明した内容や提出した資料等については、内容を整理して、評価書に記載すること。

4.2.5 準備書の知事意見に対する事業者の見解

準備書の知事意見に対する事業者の見解は表 4.2.5-1 に示すとおりである。

表 4.2.5-1 準備書の知事意見に対する事業者の見解

【全般的事項】		評価書 該当ページ
知事意見	事業者の見解	
(1) 事業計画の決定経緯の明示 送電線のルートゾーン、鉄塔の位置や形状、仮設道路や残土置き場の位置などの決定にあたり、評価項目毎の環境影響をどのように総合的に評価したかについて、評価基準及び検討過程を含め示すこと。 特に、ルートゾーンについては、まずルート設定時の技術的・物理的条件等の考え方を示した上で、動植物、生態系、景観などの環境への評価項目毎に回避した環境影響、最小化した環境影響、残った環境影響を整理して示すこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルートゾーンの選定時の技術的・物理的条件を追記しました。</li> <li>・各ルートゾーンの総合的な環境評価として回避・最小化される項目、回避されていない項目の状況について追記しました。</li> <li>・鉄塔位置及びその他工事用地配置の検討経緯を追記しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1-11～1-13</li> <li>・1-15</li> <li>・1-23～1-26</li> </ul>
【個別事項】		評価書 該当ページ
知事意見	事業者の見解	
(植物) (2) 希少植物移植先の選定方法 希少植物の移植先は、生息地周辺の植生調査により生息環境を把握した上で選定すること。また、専門家の意見を聞きながら移植を行い、分散移植も検討すること。  (3) 移植後の事後調査方法 移植した希少種の事後調査は、希少種周辺の植生についても調査すること。また、生息に適さないような植生変化が認められた場合は、環境保全措置を検討すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少植物の生息地周辺の植生調査を実施し、類似した環境を移植先として選定しました。</li> <li>・ムカゴサイシンの移植方法について専門家の意見を聞き、分散移植も含めた移植方法の検討を行いました。</li> <li>・事後調査の項目に移植地周辺の樹林環境調査（毎木調査、活力度調査、植生調査）を追加しました。実施時期は移植直後と工事完了時期付近の2回としました。</li> <li>・生息に適さないような植生変化が認められた場合は、事後調査のなかで環境保全措置を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8-64</li> <li>・7-13</li> <li>・8-65</li> <li>・8-80</li> <li>・9-1</li> <li>・9-2</li> </ul>

<p>(4) 緑化の具体的方法の明示 緑化の具体的な場所やその場所に適した緑化方法を示すこと。また、植栽種は遺伝的攪乱の防止や自然遷移の順調な進行の観点から検討するとともに、植生の早期回復のため表土の再利用を検討すること。</p> <p>(5) 緑化に係る事後調査の実施 緑化の状況や緑化による周辺の植生の変化について、事後調査を実施すること。また、その結果を踏まえて適切な植生などの生態系が維持されるようにすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採箇所における緑化場所および面積を記載しました。なお、緑化箇所の大部分が県有林内であり、「恩賜県有林財産内特別高圧送電線路の取り扱いに関する協定書」に基づく植栽樹種について協議の結果、原形復旧の観点より、「現況がスギーヒノキ植林の場合は、スギあるいはヒノキを植栽すること」の指導をいただいております。</li> <li>・鉄塔敷地以外の地山の改変区域を最小限に留め、原形復旧する際には、表土を含めた切土を元に戻します。</li> <li>・植樹後の事後調査は行いませんが、緑化箇所の大部分が県有林内であり、「恩賜県有林財産内特別高圧送電線路の取り扱いに関する協定書」に基づき、植樹後は保育管理を概ね5年間行い、生態系が維持されるよう努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8-67～8-74</li> <li>・ 8-80</li> </ul>
<p>(動物)</p> <p>(6) 希少猛禽類に対する環境保全措置の再検討 環境保全措置について、周辺に生息する猛禽類の生息状況を把握した上で、専門家の意見を聴取して再度検討すること。その際、事業実施区域周辺における中部横断自動車道事業や別の送電線路建設事業調査データや環境保全措置について、可能な限り情報収集し、活用すること。</p> <p>(7) 希少両生類の工事前生息調査等の実施 希少両生類の生息環境は不明な点が多いことから、改変面積を可能な限り小さくするとともに、工事前の生息調査は、改変するすべての場所について行うなど、常に生息している可能性を考慮した上で工事を実施すること。</p> <p>(8) 希少両生類の産卵に対する環境保全措置の実施 希少両生類の産卵時期は春、また産卵場所は湧水や伏流水と推定されるので、特にこれらの時期や場所を避けて工事を実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少猛禽類に対する環境保全措置について、専門家の意見を聴取して再検討を行い、各利用域における工種ごとの中断期間の設定、人工巣設置による影響緩和のための誘導等といった措置を行うことにしました。</li> <li>・検討にあたっては関連事業者（電源開発株式会社：佐久間東西幹線他増強工事計画に係る環境影響評価）と情報共有し、活用しました。</li> <li>・中部横断自動車道建設事業者（中日本高速道路株式会社）からは情報提供を受けられませんでした。</li> <li>・準備書段階の工事計画から見直しを行い、改変面積を可能な限り小さくするため、各工事用地の最小化、運搬方法の変更、エンジン場の削減、残土処理場の設置数及び使用面積の削減に努めました。</li> <li>・工事前の生息調査は、全ての工事用地で行うことを記載しました。</li> <li>・湧水や伏流水が存在する可能性が極めて低い尾根上に位置する工事用地及び既存の造成地を除き、全ての工事用地において、産卵期（春：4～5月）を避けて仮設工事を行うことを記載しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7-14</li> <li>・ 8-147</li> <li>・ 1-27～1-28</li> <li>・ 8-148</li> <li>・ 8-148</li> </ul>

<p>(9) 希少両生類の移動先の選定方法 希少両生類の移動先は、生息場所の環境を十分確認した上で、専門家の意見を聞きながら選定すること。また、個体移動後は生息状況の事後調査を実施すること。</p> <p>(10) 希少水生生物に対する具体的な環境保全措置の検討 計画地周辺で確認された魚類2種、底生生物3種の希少種について、具体的な環境保全措置を検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少両生類の移動先の選定方法について、専門家の意見を聴取しながら検討しました。</li> <li>・個体移動後の生息確認調査を事後調査に追加しました。</li> <li>・沢に面し、土砂流出が懸念される箇所（残土置場）において、土砂流出防止設備（土留め柵、集水升、水路）を設け、工事範囲外への土砂流出を防止します。なお、盛土および土砂流出防止対策の計画について、地権者（県有林）と詳細設備の協議を実施します。</li> <li>・水生生物調査を事後調査に追加しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7-15</li> <li>・8-148</li> <li>・8-150</li> <li>・9-2</li> <li>・8-169</li> <li>・8-180</li> <li>・8-182</li> <li>・9-2</li> </ul>
<p>(生態系)</p> <p>(11) 生態系の環境保全措置の検討方法 生態系を代表する種（指標種）及び指標種を含めた生物群集の生息・生育に重要な環境要素を示し、それらの環境保全措置を検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全措置の検討が必要とされた指標種（クマタカ及び希少両生類）について、それぞれの生息に必要な環境要素を明らかにしたうえで環境保全措置を検討しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8-202</li> <li>・8-204</li> </ul>
<p>(景観)</p> <p>(12) 高速道路からの環境影響評価の実施 中部横断自動車道の走行車両からの送電線の見え方を示し、環境影響評価を実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中部横断自動車道の走行車線を眺望地点に追加し、再評価しました。</li> <li>・「送電用鉄塔の垂直視覚と見え方」を基準とした再評価と環境保全措置の再検討を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8-209</li> <li>・8-234</li> <li>・8-223</li> <li>・8-225</li> <li>・8-234</li> <li>・8-241</li> </ul>
<p>(その他)</p> <p>(13) 専門家意見の取り扱い 環境影響評価にあたり、専門家の助言等を受けた場合は、専門分野、助言等の内容、検討の経緯及び結果などを評価書に記載すること。</p> <p>(14) 審議会に提示した資料等の取り扱い 事業者が、山梨県環境影響評価等技術審議会において説明した内容や提出した資料等については、内容を整理して、評価書に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家から受けた助言の内容について評価書に記載しました。</li> <li>・山梨県環境影響評価等技術審議会において説明した資料を評価書に記載しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7-13～7-15</li> <li>・13-49</li> <li>・13-69</li> </ul>

#### 4.3 評価書に対する意見及び事業者の見解

##### 4.3.1 評価書に対する知事意見

2022年8月8日に山梨県環境影響評価条例第25条に基づく知事意見が通知された(大水保第1069号)。知事意見の内容は以下のとおりである。

#### 【全般的事項】

##### (1) 検討過程の根拠に基づく十分な説明

選定したルートや環境保全措置が、環境に及ぼす影響をできる限り小さくした計画であることを、回避・最小化・代償の選定の考え方を示した上で、補正評価書に記載すること。

なお、事業により想定される影響と、環境保全措置を行うことにより期待される効果については、根拠の確度に応じた具体的で分かりやすい記載とすること。

#### 【個別事項】

##### (土地の安定性)

##### (2) 正確な情報に基づくルートゾーン選定根拠の説明

最善のルートゾーンを選定したことがわかる根拠について、地すべり地形や急傾斜地等を正確に反映した図面をもとに、わかりやすく説明すること。

##### (植物)

##### (3) 具体的な緑化方法の記載

緑化場所ごとの具体的な緑化方法を、補正評価書に記載すること。

##### (4) 希少植物種に対する環境保全措置の再検討

キバナノショウキランは、周辺環境が改変され、共生する地下菌類が変化すると生育ができなくなり、消滅が危惧されるため、移植に当たっては、専門家に確認した上で、具体的な方法を検討すること。

##### (動物)

##### (5) 希少猛禽類に対する環境保全措置の追加検討

クマタカに対する影響を最小化するため、次の環境保全措置を追加検討すること。

① ディスプレイフライト(求愛)の期間も考慮した工事の縮小期間の拡大

② コンディショニング(馴化)の効果を確認しながらの工事の実施

また、代償としての人工巢の設置も含め、各保全措置の想定される効果を、補正評価書で丁寧に説明すること。

##### (6) 希少両生類に対する環境保全措置の追加

生活史の異なる希少両生類が事業区域内で確認されているため、生活史の違いを踏まえた環境保全措置を検討し、補正評価書に記載すること。

##### (動物、植物)

##### (7) 動植物に対する発生土置き場設置に係る影響評価の実施

発生土量が少量でも、置き場によっては希少動植物に大きな影響を与えるおそれがある。このため、発生土置き場が動植物に与える影響について環境影響評価を行い、必要な環境保全措置について補正評価書に記載すること。

##### (景観、風景)

##### (8) 天候や季節を考慮した環境影響評価の実施等

鉄塔等が景観に及ぼす影響について、より高い精度で再現したフォトモンタージュを用い、天候や季節の違いも考慮して予測・評価を行った上で保全措置を検討し、十分な保全措置となっていることがわかるよう、補正評価書に記載すること。

(廃棄物，発生土)

(9) 発生土の分析と性状を考慮した利用計画の記載

鉄塔基礎工事に伴う岩砕を含む発生土について，仮置き開始時，工事終了時及び埋め戻し前に分析を行い，土壌の環境基準に適合しないものは処分又は不溶化等した上で利用すること。

また，発生土の利用にあたっては，掘削深度における性状を考慮した，具体的な利用計画（発生場所及び量を含む。）を補正評価書に記載すること。

4.3.2 評価書の知事意見に対する事業者の見解

評価書の知事意見に対する事業者の見解は表 4.3.2-1 に示すとおりである。

表 4.3.2-1 評価書の知事意見に対する事業者の見解

【全般的事項】		補正評価書 該当ページ
知事意見	事業者の見解	
<p>(1) 検討過程の根拠に基づく十分な説明 選定したルートや環境保全措置が、環境に及ぼす影響をできる限り小さくした計画であることを、回避・最小化・代償の選定の考え方を示した上で、補正評価書に記載すること。 なお、事業により想定される影響と、環境保全措置を行うことにより期待される効果については、根拠の確度に応じた具体的で分かりやすい記載とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各ルートゾーンについて、回避・最小化・代償の順で検討項目ごとの状況を示した上で比較検討を行い、環境に及ぼす影響が小さくなるルートゾーンを選定したことを、補正評価書に記載しました。</li> <li>選定した環境保全措置については、回避・最小化・代償の考え方を示した上で、期待される効果について、わかりやすい記載にしました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-14～1-17</li> <li>8-65～8-67</li> <li>8-147～8-148</li> <li>8-180</li> <li>8-202～8-205</li> <li>8-244</li> </ul>
【個別事項】		補正評価書 該当ページ
知事意見	事業者の見解	
<p>(土地の安定性) (2) 正確な情報に基づくルートゾーン選定根拠の説明 最善のルートゾーンを選定したことがわかる根拠について、地すべり地形や急傾斜地等を正確に反映した図面をもとに、わかりやすく説明すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地すべり地形及び急傾斜地等を正確に反映した図面をもとに、最善のルートゾーンを選定したことがわかるよう補正評価書に記載しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-11</li> <li>1-13</li> </ul>
<p>(植物) (3) 具体的な緑化方法の記載 緑化場所ごとの具体的な緑化方法を、補正評価書に記載すること。</p> <p>(4) 希少植物種に対する環境保全措置の再検討 キバナノショウキランは、周辺環境が改変され、共生する地下菌類が変化すると生育ができなくなり、消滅が危惧されるため、移植に当たっては、専門家に確認した上で、具体的な方法を検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化箇所の現況の植生のほとんどがスギ・ヒノキ植林であり、かつ土地所有者のほとんどが県有林であることから、「恩賜県有林財産内特別高圧送電線路の取り扱いに関する協定書」に基づき、スギまたはヒノキを植樹することを補正評価書に記載しました。また、残土処理場①②③は、現況が造成地で樹木の伐採を行わないため緑化無しとしていますが、地権者との協議によっては緑化を行うことを補正評価書に記載しました。</li> <li>キバナノショウキランは周辺環境の改変により消滅が危惧されるため、移植による代償措置を行います。移植先は、確実に共生菌が存在する他のキバナノショウキラン自生地としました。</li> <li>移植方法は、専門家から技術的助言を得たうえで検討しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8-67～8-68</li> <li>8-64</li> <li>8-66</li> <li>7-13</li> </ul>

<p>(動物)</p> <p>(5) 希少猛禽類に対する環境保全措置の追加検討 クマタカに対する影響を最小化するため、次の環境保全措置を追加検討すること。</p> <p>① ディスプレイフライト(求愛)の期間も考慮した工事の縮小期間の拡大 ② コンディショニング(馴化)の効果を確認しながらの工事の実施 また、代償としての人工巣の設置も含め、各保全措置の想定される効果を、補正評価書で丁寧に説明すること。</p> <p>(6) 希少両生類に対する環境保全措置の追加 生活史の異なる希少両生類が事業区域内で確認されているため、生活史の違いを踏まえた環境保全措置を検討し、補正評価書に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営巣地に最も近い工事用地 (F1～3, G1～3) について、以下の環境保全措置を追加検討し、補正評価書に記載しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 比較的騒音の大きい工種である伐採作業及び基礎工事の回避期間は、造巣期以降の繁殖期 (2～8月) に加え、求愛期 (1月) も含めた期間とし、1～8月を原則として避けて行います。</li> <li>② 工事に対するコンディショニング(馴化)のため、工事は周辺の鉄塔から開始し、当該工事箇所 of 主要な工事 (基礎工事及び組立工事) は、工事開始後、2 繁殖期が経過した後に実施します。また、繁殖期後半 (6月～) に行う組立工事の際には、工事段階ごとに追加調査を行い、工事に対する忌避行動の有無等を確認しながら実施します。</li> </ul> </li> <li>・ 選定した環境保全措置については、回避・最小化・代償の考え方を示した上で、期待される効果について、わかりやすい記載にしました。</li> <li>・ 生活史の異なる希少両生類 2 種が事業実施区域の周辺で確認されているため、その生活史の違いを踏まえ環境保全措置を再検討し、それぞれの産卵期を避けて仮設工事を実施すること、濁水による影響を最小化するため土砂流出防止設備を設けること、工事着手直前の調査を両種を対象に行うことを補正評価書に記載しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8-147</li> <li>・ 8-147 ～8-149</li> <li>・ 8-148</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(動物, 植物)</p> <p>(7) 動植物に対する発生土置き場設置に係る影響評価の実施</p> <p>発生土量が少量でも, 置き場によっては希少動植物に大きな影響を与えるおそれがある。このため, 発生土置き場が動植物に与える影響について環境影響評価を行い, 必要な環境保全措置について補正評価書に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残土処理場は動植物調査範囲に含まれており, その他の工事用地同様に影響評価を行っています。他の工事用地との兼用である1箇所を除いた3箇所の残土処理場は, 全て既存の造成地に設定したことから, 残土処理場内に保全すべき動植物の生育・生息は確認されておらず, 直接的な影響は与えないと評価しています。</li> <li>・ 間接的な影響として, 残土処理場からの土砂流出の懸念がありますので, 沢に面する残土処理場は全て斜面ではなく道路脇の平坦な造成地に設定しました。また, 土砂流出防止設備を設けることにより, 影響を最小化します。</li> <li>・ 既存の造成地に設定した残土処理場は, 樹木の伐採を行わないため緑化無しとしていますが, 地権者との協議によっては緑化を行うことを補正評価書に記載しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8-33～8-62</li> <li>・ 8-118 ～8-144</li> <li>・ 8-148</li> <li>・ 8-68</li> </ul>
<p>(景観, 風景)</p> <p>(8) 天候や季節を考慮した環境影響評価の実施等</p> <p>鉄塔等が景観に及ぼす影響について, より高い精度で再現したフォトモンタージュを用い, 天候や季節の違いも考慮して予測・評価を行った上で保全措置を検討し, 十分な保全措置となっていることがわかるよう, 補正評価書に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄塔等が景観に及ぼす影響について, 天候の違いを考慮し, より精度の高いフォトモンタージュを作成しました。また, その結果から鉄塔の色彩(明度)の複数案を検討し, 影響が最も最小化される塗装を採用したことがわかるよう補正評価書に記載しました。</li> <li>・ 季節の違いについては, 工事着工開始時期の制約があり, 補正評価書に現段階で記載することは困難であるため, 今後, 比較検討及び環境保全措置の再検討を行います。また, その結果を2022年11月までに山梨県に提出した上で, ホームページ(東京電力パワーグリッド株式会社 山梨総支社)で公表します。なお, 景観資源の見どころとなる時期及び利用頻度の高い時期を踏まえ, 夏季(キャンプシーズン)及び秋季(紅葉シーズン)の2季について比較検討を行います。(調査の季節は, 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年. 建設省都市局都市計画課)に基づき選定しました。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8-237</li> <li>・ 8-241 ～243</li> <li>—</li> </ul>

<p>(廃棄物, 発生土)</p> <p>(9) 発生土の分析と性状を考慮した利用計画の記載</p> <p>鉄塔基礎工事に伴う岩砕を含む発生土について, 仮置き開始時, 工事終了時及び埋め戻し前に分析を行い, 土壌の環境基準に適合しないものは処分又は不溶化等した上で利用すること。</p> <p>また, 発生土の利用にあたっては, 掘削深度における性状を考慮した, 具体的な利用計画 (発生場所及び量を含む。) を補正評価書に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 鉄塔基礎の掘削に伴う残土 (約 300 m<sup>3</sup>/基) は分析を行い, 土壌の環境基準への適合の有無を確認した上で, 適切に処理を行うことを補正評価書へ記載しました。なお, 掘削に伴う残土は再利用しません。</li> <li>• 工事用地の改変に伴う発生土 (約 100 m<sup>3</sup>/基) は, 全て表層付近の土であり, 工事終了時に現況地盤復旧のため, 再利用します。また, そのことを補正評価書に記載しました。</li> </ul>	<p>• 6-9</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------